

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の理事、監事、評議員並びに部会及び委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は別表のとおりとする。ただし、各種委員会設置規程により報酬が規定されているものを除く。

(費用弁償)

第3条 役員等が、職務で区外に出張したときは、その費用を実費で弁償する。

附則

この規程は、平成3年8月12日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月19日から施行する。

附則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。ただし、評議員及び地域福祉活動計画推進委員会委員並びに地域福祉活動計画推進委員会作業部会委員については平成29年4月1日から、理事及び監事については平成29年7月1日からそれぞれ適用する

別表（第2条関係）

報酬

区 分	内 容	報酬額
理 事	理事の職務に従事したとき	日額 5,000 円
評議員	評議員の職務に従事したとき	
監 事	監事の職務に従事したとき	日額 15,000 円
	・公認会計士等の資格を有する者 ・地域福祉関係者等	日額 10,000 円
部会及び委員会の委員	委員の職務に従事したとき 地域福祉活動計画推進委員会委員 委員長 副委員長 委員	日額 13,000 円 日額 11,700 円 日額 5,000 円
	委員の職務に従事したとき 地域福祉活動計画推進委員会作業部会委員 委員長 副委員長 委員	日額 13,000 円 日額 11,700 円 日額 5,000 円
	委員の職務に従事したとき 評議員選任・解任委員会委員	日額 5,000 円